

「医療事故調査制度に係るアンケート調査の結果」

結果概要

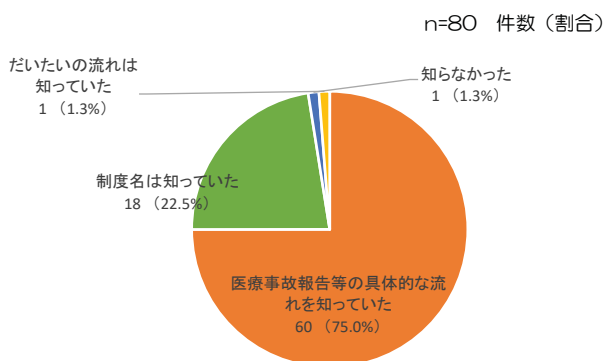
医療事故調査・支援センター

①医療事故調査制度の認知度

医療事故調査制度の認知度について、医療機関及び遺族に聞いた。

1-① 医療機関への質問

医療事故調査制度に基づく院内調査を行った今回の事案(「当該事案」)が発生する前から「医療事故調査制度」を知っていたか聞いた。



注: 割合については、小数点第2位を四捨五入したものであり合計が100にならないことがある。

※1 知らなかったとした回答者1件の背景
回答者は19床以下の診療所の院長で、当該患者が他院で死亡し、届出の必要性について他院から指摘された、と自由記載で記述している。

1-② 遺族への質問

「医療事故調査制度」について知っていたか聞いた。

n=23

回答	件数
医療機関から説明を受けて知った	16
事故が起きた際に自分で調べて知った	3
以前から知っていた	2
友人・知人からの情報提供	1
テレビ・ラジオ・新聞等のマスコミ	1
その他	2
知らなかった	1
弁護士に教えてもらった	1

関連条文

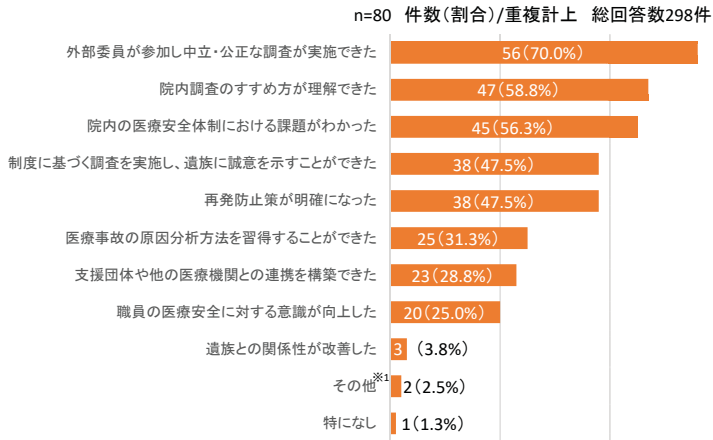
病院等の管理者は、医療事故が発生した場合には、遅滞なく、医療事故調査・支援センターに報告しなければならないとしている(医療法第6条の10)。

病院等の管理者は、医療事故発生時の報告をするにあたっては、あらかじめ、遺族に対して制度の概要、院内事故調査の実施計画、解剖又は死亡時画像診断が必要な場合の解剖又は死亡時画像診断の同意取得のための事項等を説明しなければならないとしている(医療法第6条の10、医療法施行規則)

②医療事故調査制度への意見や感想

医療事故調査制度による院内調査を経験して医療事故調査制度への意見や感想を、医療機関に聞いた。

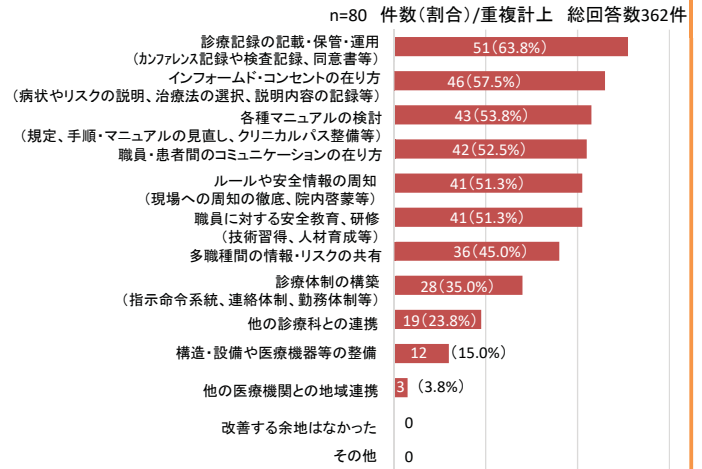
医療事故調査制度に基づいた院内調査を実施して得られたことはあったか、該当するもの全てに選択を御願いました。



注:重複計上における割合は、80件に対する値を算出している。

※1 「その他」と回答した2件の自由記載
・診療科に反省を促すことができた ・利益は不明

医療事故調査制度に基づいた院内調査を実施したことで、院内において安全な医療を提供するために改善の余地が明らかになった内容について、該当するものすべてに選択を御願いました。



注:重複計上における割合は、80件に対する値を算出している。

院内調査結果への遺族の理解・納得感 ①

遺族への質問

院内調査の結果について理解(医学的な説明等)できたか聞いた。

n=23

回答	件数
理解できた	4
○理解はできて納得はできない。 ○経緯など細かな説明だった。	
概ね理解できた	10
○医学的な説明は理解できたが、調査報告時に自己紹介もなく、スタッフの対応が悪かった。質問しても「分からない」「予測がつかない」ばかりであった。 ○時間が経過した後の薬剤の検証方法について疑問が残った。 ○医師や第三者的立場の医療者から疑問点について時間をかけて詳しく教えてもらい、その場で答えられない点も、その後に回答があった。治療内容や経過も専門用語の説明があり、理解しやすいように工夫されていた。 ○内容が多かったが1時間の説明だったためペースが早くじっくり考える時間が無かった。 ○結局、解剖をしてなかったので不明だった。こんな事になるなら解剖を受けておけば良かった。 ○説明会には外部委員はいるべきであると思う。	
あまり理解できなかった	8
○死亡した時、主治医からの説明をちゃんと聞いていたつもりだったが、死亡した経緯が報告書と違っていただけで理解できなかった。 ○専門用語が多く、「分からないところは説明する」と言われたが、何を聞いていいのかも分からなかった。 ○私どもは医師でも医療関係者でも無いため説明をされても意味がわからなかった。 ○結局病院側の落ち度はないということを言いたかったのかと思う。患者側のマイナス面を主張して時間だけ長くかかって「センター調査」も病院側を通して報告されるので本当だろうかと思う。国の調査報告とはなんだろうと疑問に思う。 ○専門的な内容はあまり理解できなかったものの、事故原因について、十分に探求ができていないという印象を強くもった。 ○疑問点がいくつもあった。 ○医師が医療行為を行うにあたって、治療内容を機械的に判断出来ない事は理解出来るが、ガイドラインを「失念」し、救命の機会を逸してしまっていたが、個人の責任を調査するものではないという理由から、報告書の記載が除外され不満が残る。	
全く理解できなかった	1
○病院側が死亡原因として一番高いと説明されていた内容が報告書ではその旨の記載が無く、可能性があるということにとどまり、他の死亡原因の可能性もあるとされて、十分な検討がされたか分からない。	

院内調査結果への遺族の理解・納得感 ②

遺族への質問

院内調査の結果について納得できたか聞いた。

n=23

回答	件数
納得できた	2
○事実を知る事ができ、納得している。	
概ね納得できた	8
○「問題点はなかった」という調査した先生方のコメントがあると、そうですかという気持ちになってしまう。	
○解剖をしていなければ、この程度。	
○一応の事実として命を奪われる経過を知る事が出来たため。	
あまり納得できなかった	4
○調査結果から術前の説明について「高リスク」という説明をしたと報告書にあったが、遺族は「高リスク」という意識は無かった。	
○亡くなった当日と調査結果の説明では、180度と言う位結果が異なっていて、証拠の写真などもなく、検査を行った医師を守ったのかなという印象がすごくある。	
○術前の検査、術式の説明もざつ。同じ国の資格を持つ者に、大きく差がありすぎ。別の医療機関、別の医者、別の術式、別の説明だったらまだ生きていてくれたのかも、もっと生きる確率は高かったのかも、と思ひ悔やんでいる。依頼した弁護士の調査がなければ、全く納得できなかった。術中の事故というよりも準備が整っていない中、手術を行った結果だと思う。なにことも準備が、すべてです。「今後この様な事の無い様に…」と言いますが、今後はもうありません。	
全く納得できなかった	7
○報告書には遺族が疑問に思った事、質問した事、どう答えたか、記載されていない。	
○先生の言っている時間と認識に時間差があったため、疑義を伝えたが、説明文で見たら違っていた。	
○真の原因が十分に探究されていない。再発防止策も充分でなかった。	
○病院側が死亡原因として一番高いと説明されていた内容が報告書ではその旨の記載が無く、可能性があるということにとどまり、他の死亡原因の可能性もあるとされて、十分な検討がされたか分からない。	
○亡くなったときに聞いた説明と違っていた部分があり、気になっていた部分だけに、どうしてこのような結果になったのか納得できない。	
○納得できない点を遺族の意見として送付したが返答がない。	
無回答	2
○複雑な気持ちであり、どんな答えでも納得できないかもしれないが、本来であればとても大切になる解剖について、きちんとした必要性の説明がなく急いで答えを出すように言われ断ったことを後悔している。	

関連条文

病院等の管理者は、医療事故調査を終了したときは、遅滞なく医療事故調査・支援センターに報告しなければならないが、あらかじめ、遺族に対し、「センターへの報告事項」の内容を説明しなければならない、としている(医療法第6条の11第5項)

医療事故調査制度への意見や感想

遺族への質問

医療事故調査制度に基づく院内調査が行われてよかったと思うか遺族に聞いた。

n=23

回答	件数
とても良いと思う	9
○制度がなければ、こちらから訴えなければ病院側の落ち度が判明しなかった。	
○当初は何も知らなかったが、医療事故扱いになり、医療機関が正直に話してくれた。	
○知りえなかった情報や状況を細かく知ることが出来た。担当者のヒアリングやビデオ検証等、内部だけでなく第三者が関わるため調査結果の透明性も信頼できた。	
○院内だけで、話し合っても改善はない。調査制度もあるのはよいと思うが、調査結果をみて判断しているだけだとしたらうそを書いていたら、改善にはならないからムダだとも思う。	
○調査をすることにより、今後の事故防止に繋がると思う。	
○故人が、事故調査して頂いた病院が大好きだったので、その病院に調査して頂いて良かったと思う。	
○制度が無かったら、何も知り得ない事だから。	
どちらかというとも良いと思う	8
○とりかえしのつかない結果なので本当は悲しい思いだけが残っている。	
○今後、他の人の手術の説明に少しは役に立ってくれればいいと思う。報告書の中に反省点が書かれていたから。	
○家族がどうして死んでしまったのか、少しでも理解できたため。	
○全くなければ何も始まらなかったが、少しでもこのような調査を行えば前進すると思う。	
○今後改善されて、良い方に向かうと思う。	
○制度は良いと思うが院内というところが納得できない部分がある。	
全く良いと思わない	1
自由記載なし	
わからない	3
○病院側の悪い面ばかり見えてしまったから。	
○閉ざされた中で行われている事なので、きちんと調査されているのか、改ざんされていてもわからないと思った	
○報告書内に第三者の存在について言及があるが、院内の報告を調査しただけの印象がある。外部の者が聴き取りや調査を行っていない。家族への聞き取りも一度もされていない。	
無回答	2
○調査制度ができて、それを実際に運用する委員が遺族の納得を得るための真剣な調査や改善策を提言しなければ調査制度の意義は失われてしまう。納得のできる改善策を呈示していない調査結果を出したのでは、制度を作った意味がない。	